

## 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し に関する有識者会議の指摘事項

平成18年11月21日  
行政減量・効率化有識者会議

独立行政法人については、国が自ら実施する必要はないが公共上の見地から実施される必要がある事務・事業について、主務大臣が中期目標を定めて独立行政法人に対して指示し、法人が自ら中期計画を策定して業務を実施する仕組みとなっている。また、その見直しについては、中期目標期間の終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核となっている。

従って、独立行政法人の運営を適切なものとする上では主務大臣が中期目標等において独立行政法人の果たすべき役割及び責任を明確にすることが極めて重要であり、また、見直しにおいては、主務大臣は自ら指示した中期目標等に基づく業務運営の実績の評価を踏まえ、事務・事業の内容や必要性につき国民に対して十分な説明責任を果たしつつ、的確な対応を図ることが強く期待されているところである。

こうした中、平成16年度以降、当有識者会議において56法人について組織・業務の抜本的な見直しを提言してきており、この結果、組織の廃止・統合、役職員の身分の非公務員化、事務・事業の縮減等が決定されたところである。

本年度の独立行政法人の見直しについては、当有識者会議において、本年5月23日に取りまとめた「18年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」の考え方に沿って強力に推し進めていく必要がある。

その具体的な視点としては、まずは行政改革推進法の趣旨である「簡素で効率的な政府の実現」に資するとともに、独立行政法人制度に期待されている効率的な業務運営がなされるよう見直しを行うことである。また、我が国の財政が危機的状況にあり、独立行政法人の見直しが国の歳出とも深く関係していることからすれば、「歳出・歳入一体改革」の趣旨を踏まえた取組みを推進することが不可欠である。さらに独立行政法人の行う金融業務については、政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを行う必要がある。

こうした視点に沿った具体的な見直しの取組としては、個々の事務・事業について、その政策的意義及び独立行政法人に執行させる必然性に立ち返って検証を行い、国の政策の重点化に併せた業務の重点化等を図るとともに、徹底的な業務運営の効率化を推進し、国民負担、すなわち「行政サービス実施コスト」の低減等を実施することが必要である。特に、本年度以降見直し

の対象となる法人の大宗が特殊法人等から移行した独立行政法人であり、これまで見直しが行われた法人と比べて事業規模や国からの財政支出の規模が概して大きいことを踏まえると、こうした取組は極めて重要である。また、金融業務については、これらの取組に加えて、金融ビジネスとしての視点を踏まえ、徹底した見直しを行う必要がある。

このような認識の下、当有識者会議は、本年度に見直しの結論を得る23法人の中から、11法人を選定し、各府省からヒアリングを実施した。

このヒアリングを通じて指摘した事項は、以下のとおりである。各府省ヒアリングの対象としなかった12法人を含め、今回見直しの対象となる23法人を所管する各府省において、以下の指摘を踏まえた徹底した厳しい見直しに取り組んでいくことを要請する。その際には、問題点や困難な理由の列挙に留まるのではなく、いかにすればそれらを解決し法人の業務実施効率を向上させることが実現できるかという積極的な姿勢で臨むことが求められる。

## 1．事務・事業の重点化

事務・事業については、国の政策の重点化に併せた重点化、民間でできる事務・事業や実績が乏しい事務・事業の見直しを実施する必要があるが、特殊法人等から移行した独立行政法人の事務・事業は多岐にわたり、その事業規模が大きいことや独立行政法人の事務・事業は放置すると肥大化する傾向にあることを踏まえれば、その方策としては事務・事業の縮小というよりは、事務・事業の廃止を中心として対応すべきである。

その際には、既存の施設や人員配置にとらわれずに効率的な運営を重視する、独立行政法人ごとに中核となる事務・事業への重点化を図った上でその他の事務・事業は他の法人へ移管するなど、大胆かつ柔軟に対応すべきである。

## 2．財務面の改善に向けた見直し

独立行政法人が業務をできるだけ低コストで効率的に実施するように促し、財政負担の削減を図る必要がある、そのため独立行政法人の行政サービス実施に伴う費用を総合的に表す指標である「行政サービス実施コスト」の改善を図ることを目標とすべきである。そのための具体的な方策として以下のような観点からの取組を行う必要がある。

### (1) 財政支出の削減

独立行政法人向けの財政支出に係る概算要求・要望額が増大している法人が見られるが、行政改革推進法の規定や歳出歳入一体改革の趣旨を踏まえ、これらの法人については特に事務・事業の必要性や業務運営の効率性に関して徹底した見直しを行うべきである。また、独立行政法人

において事務・事業の規模が大きくなりすぎた結果、その効率性や適正性が損なわれるなどの法人運営上の問題が生じていないかどうかを検証し、国の財政支出の削減を図る観点から厳しく見直しを行うべきである。

また、一定の事業の用に供するため独立行政法人が受けた国からの出資については、事務・事業の見直しとの関係で不要になっているものがないかどうかきちんと検証し、不要分については国庫への返納を図るべきである。

## (2) 業務運営の徹底した効率化

以下のような取組を行い、業務運営の徹底した効率化を図ることにより行政サービス実施コストの十分な改善を図るべきである。

- ・ 一般管理費等の見直し

間接経費の削減を継続して行い、中期目標期間における一般管理費の効率化目標を設定する。また、行政改革推進法等に基づいた総人件費改革に取り組み、人件費総額の削減を図る。

- ・ 自己収入の増大

不必要な事務・事業の拡大をもたらすことなく企業等の受益者に適正な負担を求めると等により、自己収入の増加を図り、また、自己収入の増加に係る具体的な目標を設定する。

- ・ 随意契約の見直し

独立行政法人が業務を実施する際に随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る必要がある。さらに、関連公益法人を始めとする特定の団体との契約については、その契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行う必要がある。

- ・ 市場化テスト等の活用

公共サービス改革法が成立し、市場化テストの枠組みが整備されたことを踏まえ、独立行政法人についても、個別業務にとどまらず、相応の規模がある特定の事務・事業を一体として、さらに将来的には独立行政法人の事業全体を対象とすることを含め、市場化テストを積極的に活用する。また、民間委託を行うに際しても同様に抜本的な取組を検討する。

## 3. 金融業務の見直し

金融業務の見直しに当たっては、上述の事務・事業の見直しの考え方に加えて、金融ビジネスとしての視点が必要不可欠であることを十分認識するべきである。その視点を踏まえ、業務の効果・効率性の向上を図るための措置を講ずるべきである。

具体的には、

- ・ 金融業務を貸付、債権管理、回収等にわたり一貫して把握、検証する、
- ・ 民間金融機関補完の観点から貸付から債務保証等の手法への切り替えを検討するとともに、借り手のモラルハザードの発生や民間の金融判断を損なうことがないような仕組作りを徹底する、
- ・ 従前からのビジネスモデルを安易に継続することなく、様々な環境の変化に応じて必要な修正を不断に実施する、
- ・ 金融業務の適切な運営のため、所要の数値目標を設定するとともに当該業務を責任を持って遂行する体制を構築する、
- ・ 金利動向、市況見通し等の関連する諸要素に基づく複数のシナリオを作成し、事前のリスク管理をきちんを行う、  
等の取組を行うべきである。

#### 4．組織及びその運営の見直し

##### (1) 非公務員化

これまでの非公務員化の措置と同様、独立行政法人の職員については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合の具体的な問題点を明確に説明できない場合には、非公務員化すべきである。

##### (2) 組織のあり方

各法人は、積極的に組織を見直し、類似業務を行っている法人や共通の目的を有している法人の再編・統合なども含め、抜本的な効率化を図るべきである。

このような観点から、事務・事業の見直しなどにより海外事務所、国内施設等についても徹底的な見直しを行い、統廃合を進めるべきである。

##### (3) 独立行政法人の運営

独立行政法人の運営を適切なものとするため、所管府省は、中期目標・中期計画において、独立行政法人と自らとの役割分担を明確にした上で、事務・事業について明確なアウトカム目標の設定にできる限り努め、独立行政法人の果たすべき任務を明確にするべきである。これによって独立行政法人が行う事務の事後評価が適切に実施できるようになると考えられるが、その評価等を一層精緻にするためにも、中期計画において、計画策定時に想定している前提条件を明確にすべきである。

以 上